

セゾン資産形成の達人ファンド

追加型投信/内外/資産複合

投資信託説明書

(請求目論見書)

2025年3月11日



セゾン投信

(本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。)

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

- セゾン資産形成の達人ファンドは、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構、貯金保険機構、および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- セゾン資産形成の達人ファンドは、国内外の投資信託証券など値動きのある証券に投資します。また、外貨建投資信託証券に投資するため為替の変動もあります。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、基準価額は変動しますし、購入時の価額を下回ることもあります。
- ファンドに投資することに伴う上記のようなリスクは、お客さまのご負担となります。もちろん、ファンドへの投資による損益も、全てお客さまに帰属します。

この投資信託説明書（請求目論見書）により行うセゾン資産形成の達人ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月10日に関東財務局長に提出し、2025年3月11日にその届出の効力が生じています。

有価証券届出書提出日 : 2025年3月10日提出
発行者名 : セゾン投信株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 園部 鷹博
本店の所在の場所 : 東京都豊島区東池袋 3-1-1

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称
: セゾン資産形成の達人ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額
: 1兆円を上限とします

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所
: 該当ありません

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

セゾン資産形成の達人ファンド（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

ファンドの委託会社であるセゾン投信株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるセゾン投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社（委託会社も含みます。）にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

ホームページアドレス <https://www.saison-am.co.jp/>

（注1）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

申込単位は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

ホームページアドレス <https://www.saison-am.co.jp/>

再投資される収益分配金については1口単位とします。

(7) 【申込期間】

申込期間 2025年3月11日から2025年9月10日まで。

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社であるセゾン投信株式会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みを受付けた販売会社とします。

販売会社は、下記にてご確認ください。

セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①委託会社の各営業日（下記③に該当する日は除きます。）の午後3時30分までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの。）を、当日の受付分として取り扱います。

上記の時刻を過ぎて行われる申込みは翌営業日（下記③に該当する日は除きます。）の取扱いとなります。

②取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、販売会社所定の方法で取得申込みを行うものとします。

③次の日のいずれかを申込受付日とする取得および換金の申込みの受付は行いません。

1. ニューヨーク証券取引所休業日
2. ニューヨークの銀行休業日
3. アイルランドの銀行休業日

④当ファンドは、収益分配金を税引後、無手数料で自動的に再投資する分配金再投資専用ファンドです。当ファンドの取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。以下同じ。）を締結するものとします。

⑤取得申込金に利息は付きません。

⑥申込証拠金について

該当事項はありません。

⑦日本以外の地域における発行について

該当事項はありません。

⑧投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は受益証券を発行しません。

<参考>

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等はコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として、投資信託証券（投資対象ファンド）を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

②信託金の限度額

1兆円

③ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信/内外/資産複合に属します。商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類に網掛け表示しています。ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりになっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式・債券)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
		アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券(株式・債券))	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式・債券に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドに係る定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

特色
1

株式に投資

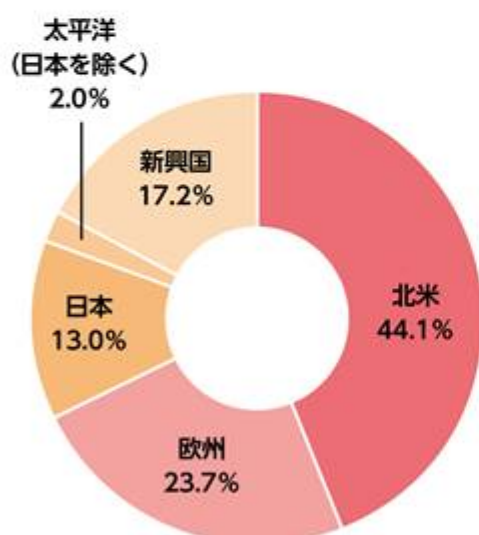
投資対象ファンドを通じて主として、長期的に高いリターンが期待できる株式に投資を行います。

特色
2

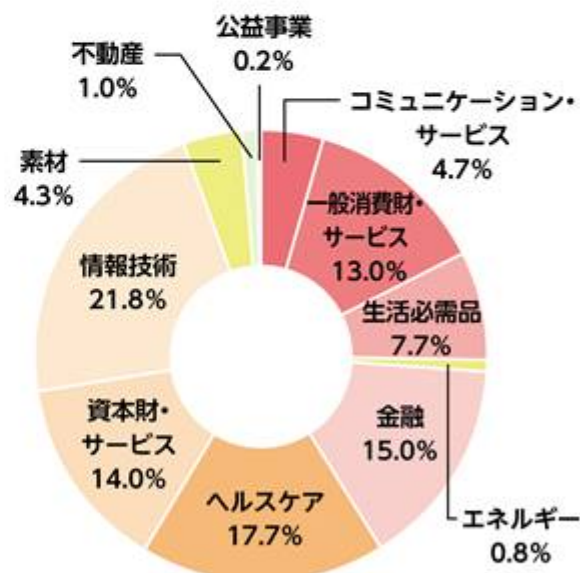
国際分散投資

複数のファンドへの投資を通じて、世界各国の株式に実質的に分散投資します。投資対象ファンドへの資産配分比率は、各地域の株式市場の規模等を勘案して長期的な視点で決定します。

国／地域別投資比率（2024年12月30日現在）



業種別投資比率（2024年12月30日現在）



- ・投資対象の国・地域は、MSCIの分類を基にセゾン投信株式会社の判断に基づいて分類しております。MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・業種別投資比率は、世界産業分類基準（GICS）の分類を基にセゾン投信株式会社の判断に基づいて分類しております。
- ・各投資比率は、短期金融資産や債券等を除いた株式部分に対する投資比率です。
- ・計算過程で四捨五入の処理を行っていますので、合計が100%とならない場合があります。

主として、個別の銘柄選択に特化して長期投資を行うアクティブファンドに投資を行います。

投資先ファンドの選定条件

- 企業分析をしっかり行っていること
- 長期的な視点で運用されていること
- 費用が適正なこと



投資先ファンド別投資比率 (2024年12月30日現在)



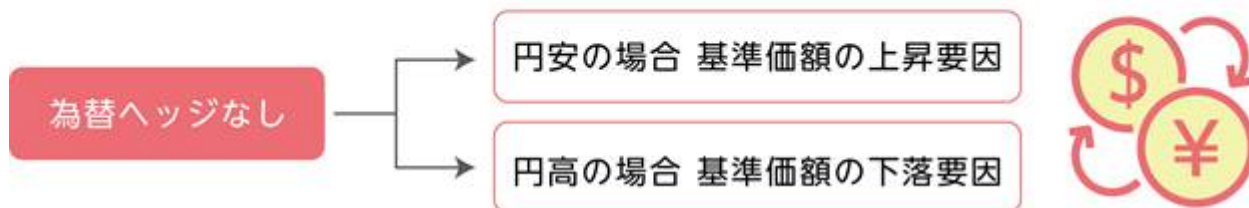
計算過程で四捨五入の処理を行っておりますので、合計が100%とならない場合があります。

ファンドのポートフォリオ構築のイメージ図



特色
4

原則として、為替ヘッジは行いません

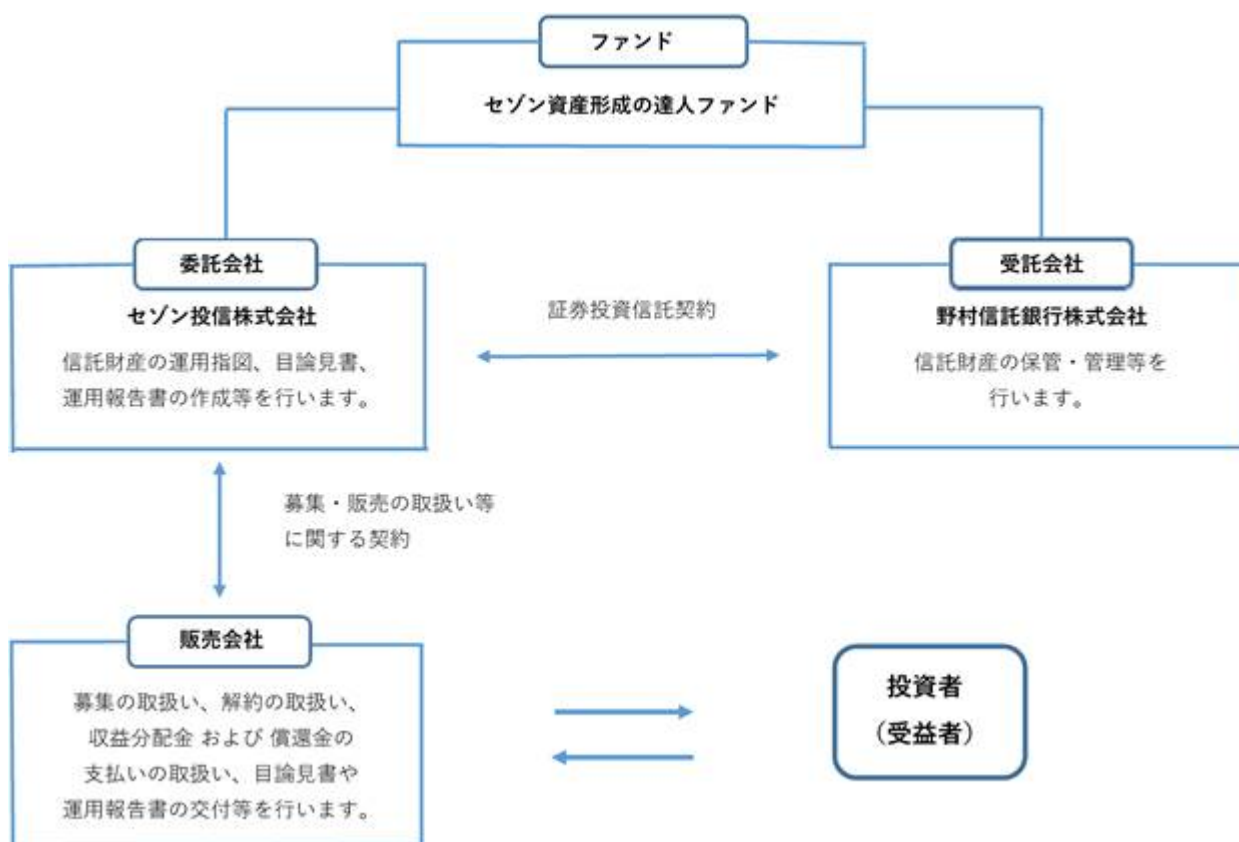


(2) 【ファンドの沿革】

2007年3月15日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



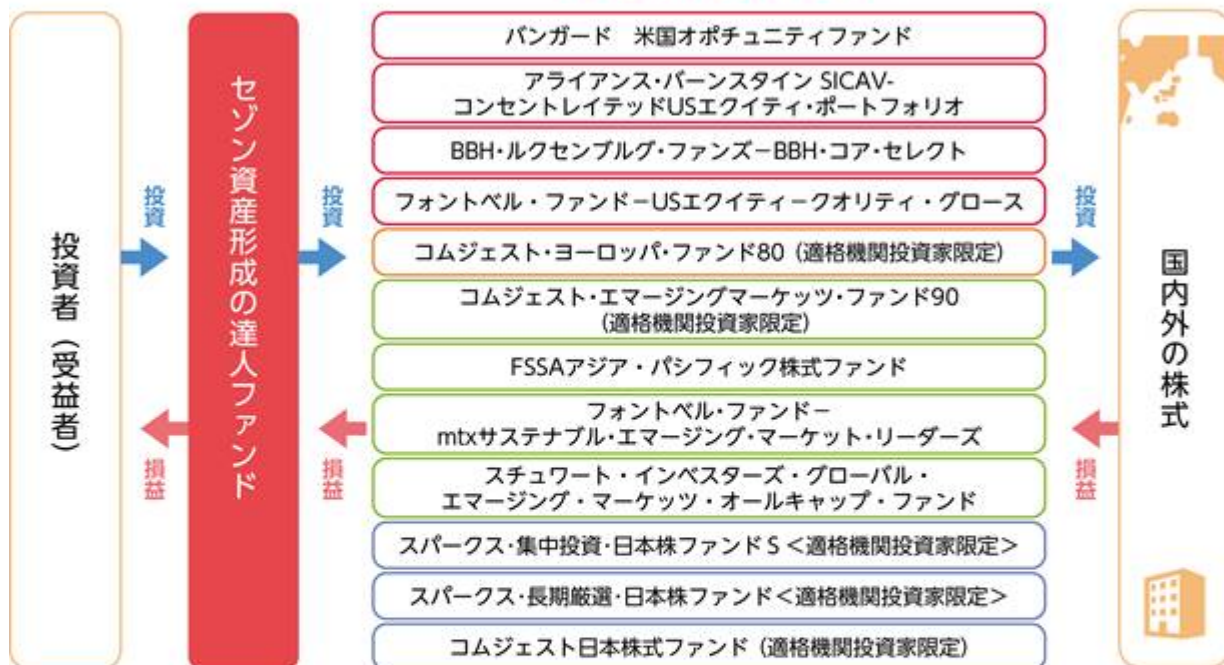
※ セゾン投信株式会社は販売会社としての役割も有しています。なお、セゾン投信株式会社を通じてお買付いただいた受益権につきましては、当社に振替決済口座を開設いただき当口座にて管理されます。

	概要
委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出された信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組みについて

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券等の資産に直接投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して、運用を行う仕組みです。

投資対象ファンド



投資先ファンドの
選定・モニタリング

ファンドごとの
配分比率の決定

資金管理

企業調査に基づいた株式投資



- ビジネスモデルの理解
- 財務分析



- 市場の成長性・参入障壁
- 競合状況の分析



- 経営者との面談
- 顧客・競合他社へのインタビュー

②委託会社の概況 (2024年12月末日現在)

■資本金

1,000,000,000円

■委託会社の沿革

2006年6月	「セゾン投信株式会社」設立
2007年1月	投資信託委託業認可(当時)を取得
2007年8月	増資の実施(新資本金 460百万円)
2007年9月	金融商品取引業者として登録 登録番号: 関東財務局長(金商)第349号
2008年5月	増資の実施(新資本金 560百万円)
2009年2月	増資の実施(新資本金 660百万円)
2011年2月	増資の実施(新資本金 760百万円)
2012年6月	増資の実施(新資本金 860百万円)
2014年10月	増資の実施(新資本金 1,260百万円)
2015年8月	減資の実施(新資本金 1,000百万円)

■大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	34,000株	60.0%
日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	22,667株	40.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

主として、投資信託証券（投資対象ファンド）を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

②投資態度

■一貫した「長期投資」という投資哲学に基づいて運用されている投資信託証券への投資を通じて、長期的な資産の成長を図ります。

■投資信託証券への投資にあたっては、国内外の投資信託証券の中から、資産規模、運用実績、コスト等の面ならびに投資信託証券の運用方針、投資態度をリサーチの上、投資を行います。今後も本格的な長期投資の投資信託証券を世界から探し、投資基準に基づいて選択した投資信託証券は、随時追加組入れを行います。日本の一般投資家には情報が入手しにくい海外の投資信託証券や機関投資家向け投資信託証券も投資対象となります。また投資対象とした投資信託証券を投資対象から除外する場合があります。

■市場動向を勘案しながら複数の投資信託証券に分散投資してアセットアロケーションを形成していきます。各投資信託証券への投資比率や投資タイミングは、市場動向等を勘案して決定していきます。また投資環境によっては、現金ポジションを高めに維持することもあります。

投資対象の候補とする投資信託証券は次のファンドとします。

運用会社／委託会社	投資対象ファンド名
バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー	バンガード 米国オポチュニティファンド
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アライアンス・バーンスタイン SICAV-コンセントレイテッドUSエクイティ・ポートフォリオ
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー	BBH・ルクセンブルグ・ファンズ - BBH・コア・セレクト
フロントベル・アセット・マネジメント・インク	フロントベル・ファンド-USエクイティ・クオリティ・グロース
FSSAインベストメント・マネージャーズ	FSSAアジア・パシフィック株式ファンド
フロントベル・アセット・マネジメント・アー・ゲー	フロントベル・ファンド-mtxサステナブル・エマージング・マーケット・リーダーズ
スチュワート・インベスターズ	スチュワート・インベスターズ・グローバル・エマージング・マーケット・オールキャップ・ファンド
コムジェスト・アセットマネジメント株式会社	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド80（適格機関投資家限定）
	コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド90（適格機関投資家限定）
	コムジェスト日本株式ファンド（適格機関投資家限定）
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	スパークス・集中投資・日本株ファンドS（適格機関投資家限定）
	スパークス・長期厳選・日本株ファンド（適格機関投資家限定）

※資金動向、市場動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※組入外貨資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

<参考情報：投資対象ファンドの概要>

本書作成日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。今後、各運用会社（委託会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

1. バンガード 米国オポチュニティファンド

分類	インスティテューショナルシェア・クラス（米ドル建て）
ファンド形態	アイルランド籍 / オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	平均を上回る潜在的な収益成長力がありながら、その企業価値がまだ市場価格に反映されていない銘柄へ投資することで、ファンド資産の長期的成長を目指すファンドです。
運用方針／投資対象	ファンドは主に米国株式に投資し、アクティブ運用を行います。長期的な視点で調査を行い、企業のファンダメンタルズ・バリュー（本来価値）に対して市場価格が魅力的な銘柄を選出します。時価総額に関する制約はありませんが、主に中小型株に投資します。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
運用委託先	プライムキャップ・マネジメントカンパニー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド
設定日	2002年4月8日
決算日	毎年12月31日

（2024年12月末日現在）

2. アライアンス・バーンスタイン SICAV-コンセントレイテッドUSエクイティ・ポートフォリオ

分類	クラスI
ファンド形態	ルクセンブルグ籍 / オープン・エンド型外国投資法人
ファンドの目的 （基本方針）	投資元本の長期的成長を追求します。
主な投資対象・制限	当ファンドは、運用会社が非常に質が高く成長が期待できると判断する厳選された米国企業の株式およびワラント等その他の譲渡可能有価証券から構成される、アクティブ運用型の集中ポートフォリオに投資を行います。投資先となる企業は、その成長力、業務特性、収益成長、財務状況、および経験豊富な経営陣の評価に基づいて選定されます。
信託期間	無期限
運用会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
保管銀行／受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） エス・シー・エイ
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） エス・シー・エイ
設定日	2013年12月23日
決算日	毎年5月31日

（2024年12月末日現在）

3. BBH・ルクセンブルグ・ファンズー BBH・コア・セレクト

分類	クラスI
ファンド形態	ルクセンブルグ籍／会社型外国投資信託 UCTIS (SICAV)
ファンドの目的 （基本方針）	投資元本の長期的成長および長期にわたる魅力的なリターンの創出を目的とします。
主な投資対象・制限	当ファンドの投資対象は、主に米国株式市場に上場された中・大型株式が中心となっています。BBHが定めた6つの厳格な投資基準を満たす企業の株式をベースにユニバースを構成し、その中から割合と判断される約20-35のみを選択して集中投資を行います。
信託期間	無期限
運用会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー
保管銀行／受託会社	J.P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ・ブランチ (J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch)
管理事務代行会社	J.P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ・ブランチ (J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch)
設定日	2009年1月28日
決算日	毎年10月31日

（2024年12月末日現在）

4. フォントベル・ファンドーUSエクイティークオリティ・グロース

分類	Gクラス（米ドル建て）
ファンド形態	ルクセンブルグ籍／オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的 （基本方針）	当ファンドは、クオリティの高い米国のグロース株式に実質的に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象・制限	主として米国企業の株式（預託証券を含む）の中で、持続的な利益成長が期待される銘柄に投資を行います。銘柄選定に際しては、景気サイクルの影響を受けにくい、非シクリカルなセクターを中心に、一株あたり利益（EPS）の成長性が高くまた予測可能性・安定性があり、技術・製品・サービス等で競争優位性（moat）の高い銘柄に投資をします。
信託期間	無期限
運用会社	フォントベル・アセット・マネジメント・インク
保管銀行／受託会社	ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ・ブランチ*
管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ・ブランチ*
設定日	1991年11月21日
決算日	毎年8月31日

（2024年12月末日現在）

* 2024年10月7日付で、CACISバンク、ルクセンブルグ・ブランチからステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ・ブランチへ変更されました。

5. FSSAアジア・パシフィック株式ファンド

分類	クラスIII
ファンド形態	アイルランド籍／会社型外国投資信託
ファンドの目的 （基本方針）	十分に分散されたポートフォリオを構築し、クオリティの高いと判断する銘柄への選別投資を通じて、長期的な受託資産の保全と成長を目指します。
主な投資対象・制限	当ファンドの投資対象は、主にアジア太平洋地域で設立された企業、および、当該地域で主たる事業を営む上場企業で、十分な市場流動性を有する大型・中型の銘柄とします。適切な制限を設けることでポートフォリオにおける十分な分散を考慮しますが、参考ベンチマークを意識することなく運用チームが高いクオリティを有すると判断する確信度の高い企業のみを組み入れます。
信託期間	無期限
運用会社	FSSAインベストメント・マネージャーズ
保管銀行／受託会社	HSBCコンチネンタル ヨーロッパ
管理事務代行会社	HSBCセキュリティーズ・サービスズ（アイルランド）ディーエーシー
設定日	2010年3月11日
決算日	毎年12月31日

（2024年12月末日現在）

6. フォントベル・ファンドーmtxサステナブル・エマージング・マーケット・リーダーズ

分類	Gクラス（米ドル建て）
ファンド形態	ルクセンブルグ籍／オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的 （基本方針）	当ファンドは、主として新興国の株式に実質的に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象・制限	主として新興国の企業の株式（預託証券を含む）の中で、持続的な成長が期待される銘柄に投資を行います。銘柄選定に際しては、投下資本利益率、業界内での競争優位性、株価の上昇余地、ESG基準の4つの軸で評価を行います。
信託期間	無期限
運用会社	フォントベル・アセット・マネジメント・アー・ゲー
保管銀行／受託会社	ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ・ブランチ*
管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ・ブランチ*
設定日	2011年7月15日
決算日	毎年8月31日

（2024年12月末日現在）

* 2024年10月7日付で、CACISバンク、ルクセンブルグ・ブランチからステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ・ブランチへ変更されました。

7. スチュワート・インベスターズ・グローバル・エマージング・マーケット・オールキャップ・ファンド

分類	クラスIII
ファンド形態	アイルランド籍/会社型外国投資信託
ファンドの目的 (基本方針)	持続可能な社会の発展に貢献し、その恩恵を受ける絶好のポジションにあるクオリティの高い企業の株式にボトムアップ投資することで、長期的な受託資産の保全と成長をめざします。
主な投資対象・制限	当ファンドの投資対象は、新興国市場（エマージング・アジア、ラテン・アメリカ、エマージング・ヨーロッパ、中東・アフリカ）に設立・上場されている企業、もしくは、過半の事業を当該地域で営む企業に投資します。適切な制限を設けることでポートフォリオにおける十分な分散を考慮しますが、参考ベンチマークを意識することなく、優れた企業経営陣・文化、強力な事業基盤、強固な財務を備えた高いクオリティを有すると判断する確信度の高い企業のみを組み入れます。
信託期間	無期限
運用会社	スチュワート・インベスターズ
保管銀行/受託会社	HSBCコンチネンタル ヨーロッパ
管理事務代行会社	HSBCセキュリティーズ・サービスズ（アイルランド）ディーエーシー
設定日	2019年2月18日
決算日	毎年12月31日

(2024年12月末日現在)

8. コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド80（適格機関投資家限定）

投資信託協会分類	追加型投信 / 海外 / 株式
ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本（適格機関投資家限定）
ファンドの目的 （基本方針）	当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。
主な投資対象・制限	「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
投資態度	①当ファンドはファミリーファンド方式により「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によってはマザーファンドの組入比率の調整を行います。 ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④原則として、有価証券先物取引等を行いません。 ⑤原則として、有価証券の貸付は行いません。 ⑥当ファンドの運用を行うコムジェスト・アセットマネジメントは、マザーファンドの運用の指図に関する権限をコムジェスト・エス・エー社に委託します。
収益分配方針	毎決算時に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
設定日	2018年5月11日
決算日	毎年12月30日（年1回、休業日の場合は翌営業日）

（2024年12月末日現在）

9. コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド90（適格機関投資家限定）

投資信託協会分類	追加型投信 / 海外 / 株式
ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本（適格機関投資家限定）
ファンドの目的 （基本方針）	当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。
主な投資対象・制限	「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
投資態度	①当ファンドはファミリーファンド方式により「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によってはマザーファンドの組入比率の調整を行います。 ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④原則として、有価証券先物取引等を行いません。 ⑤原則として、有価証券の貸付は行いません。 ⑥当ファンドの運用を行うコムジェスト・アセットマネジメントは、マザーファンドの運用の指図に関する権限をコムジェスト・エス・エー社に委託しています。
収益分配方針	毎決算時に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
設定日	2018年5月11日
決算日	毎年12月30日（年1回、休業日の場合は翌営業日）

（2024年12月末日現在）

10. スパークス・集中投資・日本株ファンドS（適格機関投資家限定）

投資信託協会分類	追加型投信 / 国内 / 株式
ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本（適格機関投資家限定）
ファンドの目的 （基本方針）	当ファンドは、スパークス集中投資戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。
主な投資対象・制限	主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に実質的に投資を行います。なお、株式等に直接投資する場合があります。 ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への投資は行いません。

投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、ベンチマークや業種にとらわれず、魅力的と判断したわが国の株式に集中投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して、積極的な運用を行います。 ②株式への投資にあたっては、ファンダメンタル分析に基づくボトムアップ・リサーチに基づき、銘柄選定・ポートフォリオの構築を行い、長期的な投資時間軸を持つことで、マーケットに埋もれている投資機会の発掘に努めます。また、投資先企業の経営者とコミュニケーションを図り、企業価値の向上を促すための実質的な株主として行動することがあります。 ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、資金動向等によっては、わが国の株式に直接投資する場合もあります。実質的な株式の組入比率は信託財産総額の50%超を基本とし、実質的な株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
収益分配方針	原則として分配は行いません。
信託期間	無期限
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
設定日	2010年3月10日
決算日	毎年 12月20日 (年1回、休業日の場合は翌営業日)

(2024年12月末日現在)

1.1. スパークス・長期厳選・日本株ファンド〈適格機関投資家限定〉

投資信託協会分類	追加型投信 / 国内 / 株式
ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本 (適格機関投資家限定)
ファンドの目的 (基本方針)	当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。
主な投資対象・制限	わが国の株式を主要投資対象とします。 ①株式への投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
投資態度	①わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場している株式の中から、ベンチマークや業種にとらわれず、魅力的と判断した銘柄に集中的に投資を行うことを基本とします。 ②ファンドの資金動向や市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
収益分配方針	原則として分配は行いません。
信託期間	無期限
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
設定日	2011年9月9日
決算日	毎年 9月8日 (年1回、休業日の場合は翌営業日)

(2024年12月末日現在)

1.2. コムジェスト日本株式ファンド〈適格機関投資家限定〉

投資信託協会分類	追加型投信 / 国内 / 株式
ファンド形態	通貨：日本円 / ファンド籍：日本 (適格機関投資家限定)
ファンドの目的 (基本方針)	当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。
主な投資対象・制限	「コムジェスト日本株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。 株式への実質投資割合には制限を設けません。
投資態度	①当ファンドはファミリーファンド方式により「コムジェスト日本株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によってはマザーファンドの組入比率の調整を行います。 ③有価証券先物取引等は行いません。 ④有価証券の貸付は行いません。 ⑤当ファンドの運用を行うコムジェスト・アセットマネジメントは、マザーファンドの運用の指図に関する権限をコムジェスト・エス・エー社に委託しています。また、コムジェスト・エス・エー社は当ファンドの運用にあたり、当社から日本市場に上場する企業が発行する株式および新株予約権、不動産投資信託にかかる投資助言を受領します。
収益分配方針	毎決算時に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
設定日	2016年3月10日
決算日	毎年12月25日 (年1回、休業日の場合は翌営業日)

(2024年12月末日現在)

<参考情報：運用会社／委託会社概要>

本書作成日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。今後、各運用会社（委託会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

本社所在地：	501 Commerce Street Nashville, TN 37203, USA
創業：	1971年1月17日
運用総資産：	約115.3兆円（8,059億米ドル）
社長 兼 CEO	セス・バーンスタイン
従業員数	約4,300名

(2024年9月末日現在)

運用会社の特徴

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは、世界有数の資産運用会社です。世界の機関投資家、富裕層、一般の個人投資家の皆様に、それぞれの国や地域のニーズに即した広範囲な投資運用サービスを提供しています。お客様のパートナーとして最適な戦略の選択を支援するとともに、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ投資等の幅広い分野でカスタマイズしたソリューションを提供しています。

アライアンス・バーンスタイン（以下「AB」）*の投資プロセスは、「リサーチ」なくして語れません。全てはリサーチから始まり、投資プロセス全体の中で最も重要なステップと位置づけています。リサーチ・チームは、「株式」「債券」「マルチアセット」「オルタナティブ」といった資産クラス、スタイル別に特化しており、それぞれの運用哲学やプロセスのもとに専門性の高い調査・分析活動を行っています。

経験豊富なポートフォリオ・マネジャーによって構成される運用チームは、規律ある信念に基づく投資プロセスを実践し、チーム・アプローチでポートフォリオの運用を行っています。

*ABにはアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

本社所在地	ニューヨーク州ニューヨーク市
創業	1818年
運用総資産	966億米ドル
マネージング・パートナー	William B. Tyree
従業員数	5,972名（内571名はキャピタルパートナーズ部門）

(2024年12月末日現在)

運用会社の特徴

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（BBH）は、米国籍の非上場の金融サービス会社です。当社は、バリューストック中心の株式プロダクト、クレジット中心の債券プロダクト、および米国の中小型市場にフォーカスしたプライベート・エクイティ等の、限られた運用プロダクトにフォーカスし、グローバルベースで投資家様に提供致しております。

BBHの投資における使命は、お客様からお預かりした資金を、元本保全を確保しつつ中長期的に成長させることにあります。BBHは、全ての投資戦略に下記の運用哲学を通じてこの使命を達成します。

- ・元本保全を重視
- ・バリューベースのアプローチ
- ・ボトムアップ型ファンダメンタルズリサーチ
- ・長期的視点
- ・規律と忍耐

BBH・コア・セレクト投資チームは、ポートフォリオ・マネージャー、リサーチヘッド兼アナリスト1名、株式アナリスト5名、及びプロダクトマネージャー1名から構成されています。

フロントベル・アセット・マネジメント・インク

本社所在地	66 Hudson Boulevard, 34th Floor, Suite 3401, New York, NY 10001
創業	1984年
運用総資産*	123,897 百万米ドル (2024年6月末)
チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	Melissa Demcsik / Chief Executive Officer
従業員数*	470人 (2024年6月末)

(2024年12月末日現在)

*フロントベル・グループ全体のアセット・マネジメント部門に関するデータ

運用会社の特徴

Vontobelは、金融立国スイスのスイス証券取引所に上場する金融グループです。そのアセット・マネジメント部門はマルチ・ブティック型のグローバルなアクティブ運用サービスを提供します。それぞれの運用ブティックは、専門性の高い投資スペシャリストを擁し、力強い運用パフォーマンスを生む企業カルチャーを築き、堅固なリスク管理体制を備えています。Vontobelは、投資家と個人顧客の両方に最先端のソリューションを提供することを目指しており、スイス、ヨーロッパ、アジア、米国を含む世界の20拠点で事業を展開し、200名以上の投資スペシャリストにより、株式、債券、マルチ・アセットをカバーする運用戦略を提供しています。また、2009年以降はCO2証書を購入し、事業活動で排出される二酸化炭素をオフセットする等ESGへの取り組みはVontobelのDNAの一部となっています。当運用を行うフロントベル・アセット・マネジメント・インクのクオリティグロース・ブティックは、約245億米ドルの資産を運用し、主に米国を拠点とする24人（平均業界経験年数約22年）の運用プロフェッショナルが、堅固で一貫したESGを含む運用哲学とプロセスに基づき、長期的なパフォーマンスをもたらすクオリティの高い成長企業を選定する運用となっています。

FSSAインベストメント・マネージャーズ

本社所在地*	オーストラリア、ニューサウスウェールズ州バランガルー
創業*	1988年
運用総資産	21,772百万米ドル
マネージング・パートナー	マーティン・ラウ、マイケル・ステーブルトン
従業員数	14名（当該運用チーム人数）

(2024年12月末日現在)

※表中の*については法人格を有するファースト・センティア・インベスターズのもを記載。

運用会社の特徴

FSSAインベストメント・マネージャーズは、ファースト・センティア・インベスターズにおけるアジア、アジア・パシフィック、エマージング、インド亜大陸および中国株式のスペシャリスト運用を行う運用チームのブランド・ネームであり、香港、シンガポールに運用拠点を置いています。当該運用チームは社内ブティック・ハウスとして高い自治権を有しており、一貫した投資哲学および運用プロセスのもとで、インデックスにとらわれることなく、ボトムアップ調査によって高いクオリティを有すると判断する企業への選別投資を行います。ポートフォリオは、運用チーム・メンバーの徹底したディスカッションを経て、ファンド・マネージャーが長期保有にふさわしい高い確信度を有する銘柄のみで構成され、リターン的一面では、長期的な成長はもちろんのことながら、下落局面における優れたダウンサイド耐性を示す傾向にあります。これは、リスクを受託資産の毀損であると定義し、お客様からの受託資産の保全と成長を目指す真の長期投資家としての高いスチュワードシップ精神に基づくものであると考えています。

フロントベル・アセット・マネジメント・アー・ゲー

本社所在地	Gotthardstrasse 43, 8022 Zurich, Switzerland
創業	1988年
運用総資産*	123,897 百万米ドル (2024年6月末)
チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	Valerio Matriciani / Chief Executive Officer
従業員数*	470人 (2024年6月末)

(2024年12月末日現在)

*フロントベル・グループ全体のアセット・マネジメント部門に関するデータ

運用会社の特徴

Vontobelは、金融立国スイスのスイス証券取引所に上場する金融グループです。そのアセット・マネジメント部門は、マルチ・ブティック型のグローバルなアクティブ運用サービスを提供します。それぞれの運用ブティックは、専門性の高い投資スペシャリストを擁し、力強い運用パフォーマンスを生む企業カルチャーを築き、堅固なリスク管理体制を備えています。Vontobelは、投資家と個人顧客の両方に最先端のソリューションを提供することを目指しており、スイス、ヨーロッパ、アジア、米国を含む世界の20拠点で事業を展開し、200名以上の投資スペシャリストにより、株式、債券、マルチ・アセットをカバーする運用戦略を提供しています。また、2009年以降はCO2証書を購入し、事業活動で排出される二酸化炭素をオフセットする等ESGへの取り組みはVontobelのDNAの一部となっています。当運用を行うフロントベル・アセット・マネジメント・アー・ゲーのコンピクシオン・エクイティ・ブティックに属するmtxは、約60億米ドルの資産を運用し、スイスと香港を拠点とする22人（平均業界経験年数約17年）の運用プロフェッショナルが、堅固で一貫したESGを含む運用フレームとプロセスに基づき、長期的なパフォーマンスをもたらす新興国企業を選定する運用となっています。

スチュワート・インベスターズ

本社所在地*	オーストラリア、ニューサウスウェールズ州バランガルー
創業*	1988年
運用総資産	17,738百万米ドル
マネージング・パートナー	グリゴア・ミルネ
従業員数	13名（当該運用チーム人数）

(2024年12月末日現在)

※表中の*については法人格を有するファースト・センティア・インベスターズのものを記載。

運用会社の特徴

スチュワート・インベスターズは1988年に創設され、2005年に最初のサステナブル・ファンドを設定した、サステナブル投資のパイオニアです。また、ファースト・センティア・インベスターズにおける、ワールドワイド、エマージング、アジア・パシフィック、ヨーロッパ及びインド亜大陸の株式戦略運用を行う運用チームのブランド・ネームであり、英国、豪州、シンガポールに運用拠点を置いています。

当該運用チームは社内プライベート・ハウスとして高い自治権を有しており、リスクは受託資産の毀損であると定義し、高いスチュワードシップ精神に基づき、長期的な視点を持って将来の持続的成長に貢献できる企業への選別投資を行います。

ポートフォリオは、運用チームの徹底したディスカッションを経て、厳格なクオリティ、サステナビリティ、バリュエーション面の基準に基づいて選定された銘柄で構成され、市場サイクルに左右されない絶対リターン志向により、パフォーマンスは下落局面における優れたダウンサイド耐性を示す傾向にあります。また、サステナビリティは、リスク管理及びリターン創出の為にポートフォリオ運用に完全に統合されています。運用チームは、有害ビジネスに関わる企業を避け、解決策に貢献する企業を選別し、企業とのエンゲージメントや議決権行使に積極的に取り組むことで、サステナブルな成果の向上を目指しています。

コムジェスト・アセットマネジメント株式会社

本社所在地：	東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング9F
代表取締役社長：	高橋 庸介
運用総資産	1,420億円
従業員数	17人
沿革：	2007年 3月：会社設立 2007年12月：投資運用業および第二種金融商品取引業の登録 2009年 5月：投資助言・代理業の登録 2012年 2月：投資一任業、追加登録 2016年 8月：コムジェスト・アセットマネジメント株式会社に社名変更

(2024年12月末日現在)

委託会社の特徴

「クオリティ・グロース企業への長期投資」といった運用哲学を一貫して実践し、且つ実績も挙げているコムジェスト・エス・エー社を中核とした資産運用グループ会社、コムジェストの日本法人。欧州地域を中心に評価が高いアジア・エマージング株式やヨーロッパ株式の運用プロダクトを日本の投資家へ提供するために、2007年3月に設立されました。現在運用している私募投信は、ファンド・オブ・ファンズなどの他社プロダクトを通じて、日本の個人投資家や年金基金などに提供されています。

〈コムジェスト・エス・エー社について〉

1985年に仏パリに設立された、株式のアクティブ運用に特化した独立系資産運用会社。世界中の株式市場において、会社としてのクオリティが高く、長期的に安定した利益成長を遂げられる、クオリティ・グロース企業を発掘・選別し、長期的に投資して行くことによって、優れたパフォーマンスを投資家に提供していくことを信条としています。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

本社所在地：	東京都港区港南1-2-70品川シーズンテラス
代表取締役社長：	阿部 修平
運用総資産	1兆5,191億円（日本のグループ会社は含まない）
従業員数	134人
沿革：	2006年 4月： 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立 2006年10月： 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更 投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継 2007年 9月： 金融商品取引業者として登録 登録番号：関東財務局長（金商）第346号 2010年 7月： スパークス証券株式会社との合併に伴い、第一種金融商品取引業務を開始

(2024年12月末日現在)

委託会社の特徴

「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニー」を目指すという企業理念の下、1989年のスパークスの創業以来「マクロはミクロの集積である」という投資哲学を貫いてきたことが、当社の真髄に他なりません。一社一社への徹底的なボトムアップ・リサーチを忠実に実践することが、長期的かつ安定的にリターンを生む結果へつながると確信しています。親会社であるスパークス・グループ株式会社は、2001年に日本の資産運用会社としては初めての上場会社となり、2005年及び2006年にはアジアの資産運用会社を傘下に収め、アジア有数のオルタナティブ資産運用グループとなりました。

※上記各項目は、委託会社が知りうる情報等をもとに記載したものであり、今後、投資対象ファンドの各運用会社／委託会社の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、今後、上記の投資信託証券が投資対象ファンドから除外される場合、あるいは、上記の投資信託証券以外が新たに投資対象ファンドとして追加される場合があります。

バンガード社については、情報が開示されていないため記載しておりません。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - 金銭債権
 - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

②委託会社は、信託金を主として投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパー
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の性質を有するもの
- 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引等短期資金運用に類する取引の指図に限り行うことができるものとします。

③この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げるものとします。

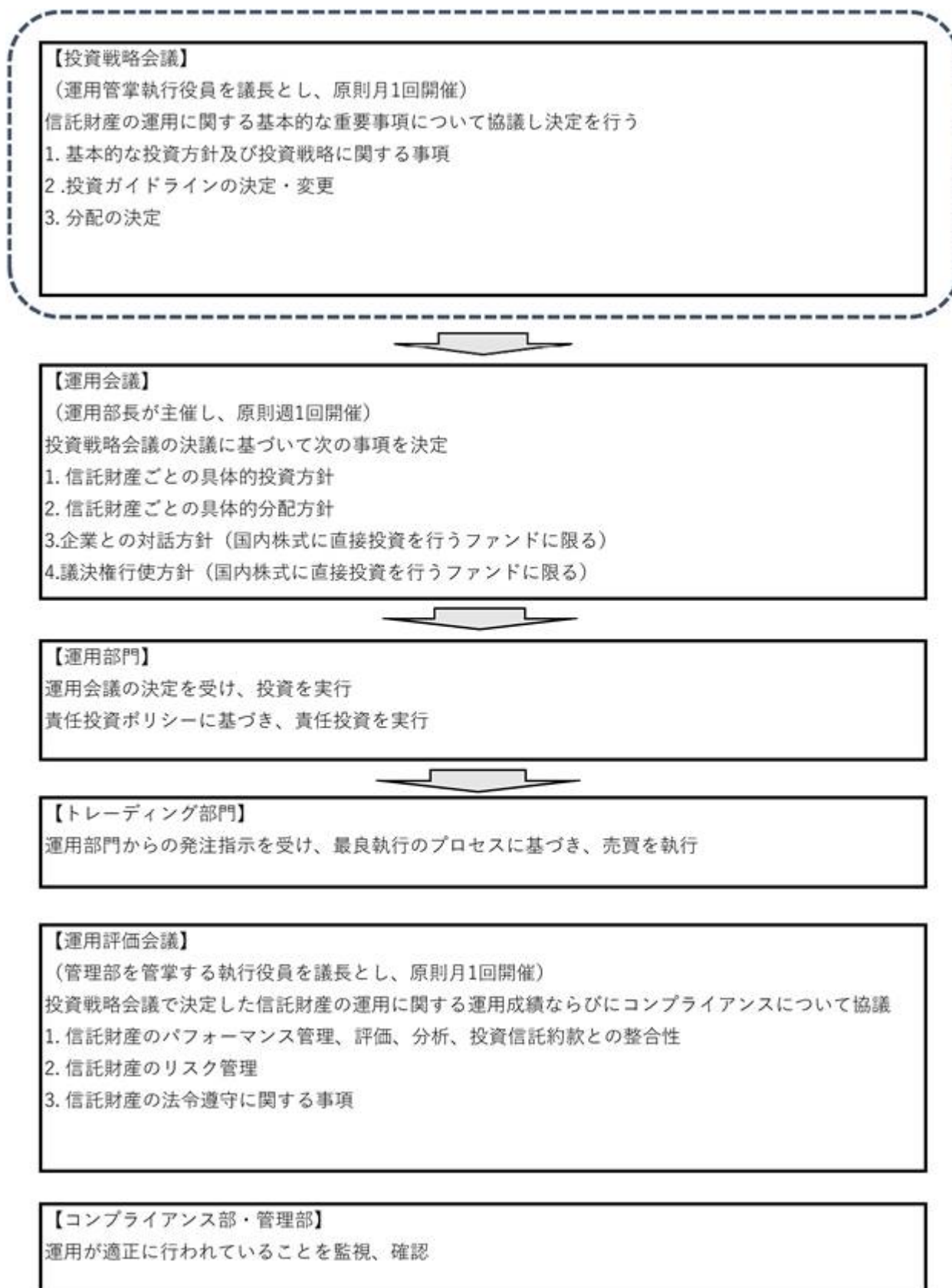
- 預金
- 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- コール・ローン
- 手形割引市場において売買される手形

④当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象ファンド（2024年12月末日現在）

ファンドの名称	運用会社／委託会社の名称
コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド80 (適格機関投資家限定)	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
バンガード 米国オポチュニティファンド	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
FSSAアジア・パシフィック株式ファンド	F S S Aインベストメント・マネージャーズ

なお、上記ファンドの運用の基本方針・主要な投資対象については、「2 投資方針」をご参照ください。

(3) 【運用体制】



※上記運用体制は、2024年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年12月10日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日とします。以下同じ。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③収益分配に充てず、信託財産内に留保した利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ④当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税、復興特別所得税及び地方税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者（販売会社を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

◆収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われ、税引後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①外貨建資産

外貨建資産への投資には制限を設けません。

②投資信託証券

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③有価証券への直接投資

投資信託証券ならびに短期金融資産以外の有価証券への直接投資は行いません。

④デリバティブ取引

デリバティブの直接利用は行いません。

⑤外国為替予約取引

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑥公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑧特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。この規定に係らず、約款又は規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社又は販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、この制限を設けません。

⑩信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、全て投資者の皆さまに帰属します。

当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

価格変動リスク

当ファンドは、株式や公社債を実質的な主要投資対象としております。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受けます。

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けま

す。

カントリーリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、その影響を受け損失を被るリスクがあります。

信用リスク

当ファンドは、主要投資対象とする有価証券等またはその取引に係る信用リスクを伴います。

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。

流動性リスク

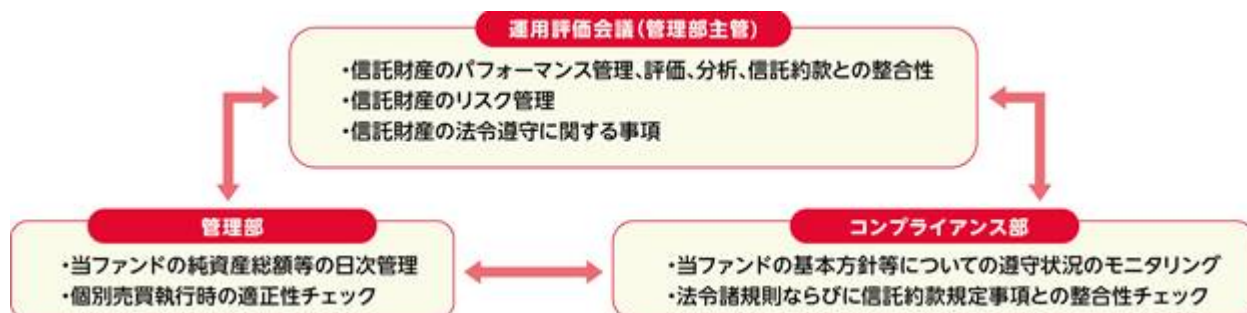
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。

その他留意事項

1. 投資信託は、預貯金とは異なり元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。
2. 投資信託は、預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構・貯金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
3. 当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回った場合等には、信託期間中であっても償還される場合があります。
4. 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で受益権の取得申込の受付および解約請求申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込および解約請求の申込の受付を取り消す場合があります。
5. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
6. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

- 「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



※リスク管理体制は、2024年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

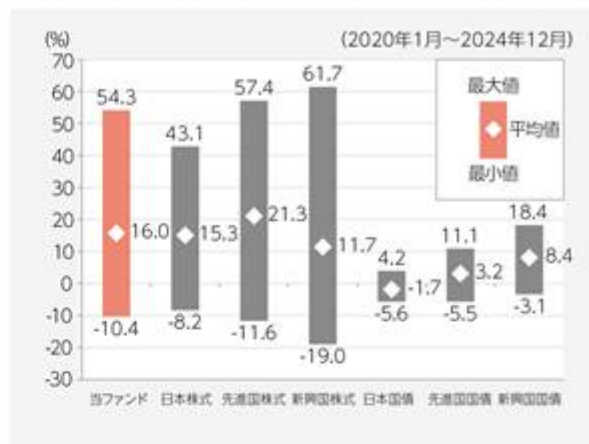
参考情報

■ 当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



- ・分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していません。
- ・2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率および基準価額の推移を表示しています。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ・グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ・2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しています。

〈各資産クラスの指数〉
日本株式 … MSCIジャパン・インデックス (配当込)
先進国株式 … MSCIワールド・インデックス (配当込)
新興国株式 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込)
日本国債 … ブルームバーグ・グローバル国債：日本インデックス
先進国国債 … ブルームバーグ・グローバル国債：G7インデックス
新興国国債 … ブルームバーグ新興市場自国通貨建て国債インデックス

- ・全ての指数は米ドル建てのものをわが国の対顧客電信売買相場の仲値を利用して円換算しています。

・MSCIジャパン・インデックス (配当込) は、MSCIが開発したインデックスであり、日本の株式で構成されています。当該インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・MSCIワールド・インデックス (配当込) は、MSCIが開発したインデックスであり、世界の先進国の株式で構成されています。当該インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) は、MSCIが開発したインデックスであり、世界の新興国の株式で構成されています。当該インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・「Bloomberg®」は、Bloomberg Finance LP.、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited (以下「BISL」) をはじめとする関連会社 (以下、総称して「ブルームバーグ」) のサービスマークです。ブルームバーグは、ブルームバーグ指数に対する一切の専有的権利を有しています。ブルームバーグは、このマテリアルを承認もしくは支持するものではなく、また、このマテリアルに含まれるいかなる情報の正確性もしくは完全性についても保証するものではなく、明示黙示を問わず、このマテリアルから得られる結果に関していかなる保証も行わず、また、法律上認められる最大限度において、ブルームバーグはこのマテリアルに関して生じるいかなる侵害または損害についても何らの責任も債務も負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

また、再投資される収益分配金についても、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。なお、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に対して0.1%の信託財産留保額が控除されます。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年0.572%（税抜 年0.52%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。（委託会社が販売会社の場合には、委託会社が収受します。）

	委託会社	販売会社	受託会社
純資産総額 800億円 までの部分 (税抜)	年0.280%	年0.200%	年0.040%
純資産総額 800億円を 超える部分 (税抜)	年0.286%	年0.204%	年0.030%
支払先の 役務の内容	委託した資金の運用の対価	運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、購 入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社から の指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払のときに信託報酬から支払います。

※税額は2024年12月末日現在のものであり、税法が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

当ファンドは他のファンドに投資するファンド・オブ・ファンズ形式のファンドです。上記の信託報酬の他に、投資対象ファンドごとに信託報酬及び運用管理費等がかかります。当該信託報酬等も間接的に受益者の方にご負担いただく費用となります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬及び運用管理費を加えた実質的な信託報酬は、年1.34%±0.2%程度（税込）となります。ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託報酬を加味した実質的な負担額の概算値です。各投資信託証券への投資比率、各投資信託証券の運用管理費用の料率の変更等により変動します。

〈参考情報〉投資対象ファンドに係る諸費用

①バンガード 米国オポチュニティファンド

ファンド財産維持手数料※1		運用管理費 (年率) ※2
購入時	解約時	
なし	なし	0.85%

(2024年12月末日現在)

※1 ファンド財産維持手数料とは、当ファンドの信託財産から買付もしくは換金（解約）した際に、ファンド自身に直接支払われるいわば留保金で、買付もしくは換金（解約）に関わる証券取引コストによってファンドの信託財産が目減りすることを防ぐものです。新たに投資対象ファンドを買付した人、または途中換金（解約）した人と、その投資対象ファンドを継続的に保有している人（既存投資家）との公平性を確保するための費用であり、販売手数料や解約手数料とは異なるものです。

※2 運用管理費とは、投資対象ファンドごとの平均純資産総額に対する運用および管理等にかかる費用で、投資対象ファンドの中から支払われます。

②アライアンス・バーンスタイン SICAV-コンセントレイテッドUSエクイティ・ポートフォリオ

販売手数料	信託財産留保額	信託報酬（年率）
なし	なし	0.85%

(2024年9月末日現在)

③BBH・ルクセンブルグ・ファンズ - BBH・コア・セレクト

販売手数料	信託財産留保額	信託報酬（年率）
なし	なし	1.00%

(2024年12月末日現在)

※ 当ファンドに帰属する信託報酬等については、BBHとセゾン投信株式会社との個別契約により、保有残高が事前に定められた金額を上回った場合、上記信託報酬の料率より低減された料率が適用されます。

④フォントベル・ファンド-USエクイティークオリティ・グロース

販売手数料	信託財産留保額	信託報酬（年率）
なし	なし	0.55%

(2024年12月末日現在)

⑤FSSAアジア・パシフィック株式ファンド

販売手数料	信託財産留保額	信託報酬（年率）
なし	なし	0.85%

(2024年12月末日現在)

⑥フォントベル・ファンド-mtxサステナブル・エマージング・マーケット・リーダーズ

販売手数料	信託財産留保額	信託報酬（年率）
なし	なし	0.65%

(2024年12月末日現在)

⑦スチュワート・インバスターズ・グローバル・エマージング・マーケット・オールキャップ・ファンド

販売手数料	信託財産留保額	信託報酬（年率）
なし	なし	0.85%

(2024年12月末日現在)

⑧コムジエスト・ヨーロッパ・ファンド80（適格機関投資家限定）

販売手数料	信託財産留保額	信託報酬（年率）
なし	なし	0.88%（税抜0.80%）

（2024年12月末日現在）

⑨コムジエスト・エマージングマーケット・ファンド90（適格機関投資家限定）

販売手数料	信託財産留保額	信託報酬（年率）
なし	なし	0.99%（税抜0.90%）

（2024年12月末日現在）

⑩スパークス・集中投資・日本株ファンドS（適格機関投資家限定）

販売手数料	信託財産留保額	信託報酬（年率）
なし	なし	10億円以下 0.825%（税抜0.75%） 20億円以下 0.770%（税抜0.70%） 20億円超 0.715%（税抜0.65%）

（2024年12月末日現在）

⑪スパークス・長期厳選・日本株ファンド（適格機関投資家限定）

販売手数料	信託財産留保額	信託報酬（年率）
なし	なし	0.88%（税抜0.80%）

（2024年12月末日現在）

⑫コムジエスト日本株式ファンド（適格機関投資家限定）

販売手数料	信託財産留保額	信託報酬（年率）
なし	なし	25億円以下 0.8558%（税抜0.778%） 25億円超 0.7458%（税抜0.678%）

（2024年12月末日現在）

（4）【その他の手数料等】

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮し、かかる費用の一部を委託会社の負担とすることができます。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。

- ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
- ・有価証券の保管に要する費用

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

〈個人受益者に対する課税〉

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、下記の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。))を控除した利益は譲渡所得とみなされ、下記の税率による申告分離課税が適用されます。なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した場合には、原則として確定申告は不要となります。

また、解約時および償還時の損失については、一定の条件のもとで確定申告により、収益分配金、特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、所得税については、2037年12月31日まで基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
2014年 1月 1日以降 2037年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)
2038年 1月 1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

当ファンドはNISAの成長投資枠(特定非課税管理勘定)およびつみたて投資枠(特定累積投資勘定)の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。

※NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳細は販売会社までお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

<法人受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、下記の税率で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度は適用されません。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、所得税については、2037年12月31日まで基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
2014年 1月 1日以降 2037年12月31日まで	15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%)
2038年 1月 1日以降	15% (所得税15%)

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

<個別元本について>

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、その個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、上記の〈収益分配金の課税について〉をご参照下さい。）

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。

（参考情報）ファンドの経費率

経費率は対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

経費率（①+②）	1.40%
① このファンドの費用の比率	0.57%
② 投資先ファンドの経費率	0.83%

- ・対象期間は2023年12月12日～2024年12月10日です。
- ・各比率は、年率換算した値です。小数点以下第2位未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。
- ・詳細につきましては、対象期間の運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2024年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいいます。小数点以下第2位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	143,258,147,126	39.02
投資証券	アイルランド	128,194,749,705	34.92
	ルクセンブルク	89,033,252,526	24.25
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		6,654,493,937	1.81
合計 (純資産総額)		367,140,643,294	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	数量	簿価 (各通貨建て)		邦貨換算 評価額 (円)	投資 比率 (%)
						上段 下段 単価	簿価 評価 金額		
1	日本	投資信託 受益証券	コムジエスト・ ヨーロッパ・ファンド80 (適格機関投資家限定)	円建て	36,389,026,088.00	2.3368 2.3381	85,034,790,830.00 85,081,181,896.00	85,081,181,896	23.17
2	アイル ランド	投資証券	バンガード 米国オポチュ ニティファンド	米ドル 建て	307,679.89	1,639.8330 1,626.4429	504,543,916.93 500,423,772.56	79,157,032,344	21.56
3	アイル ランド	投資証券	FSSAアジア・パシフィック 株式ファンド	米ドル 建て	9,115,146.37	28.2460 27.7005	257,474,732.85 252,494,111.99	39,939,518,635	10.88
4	ルクセン ブルク	投資証券	BBH・ルクセンブルグ・フ アンズ-BBH・コア・セレクト ト	米ドル 建て	3,705,922.57	59.3340 57.5780	219,889,787.46 213,379,609.85	33,752,386,686	9.19
5	ルクセン ブルク	投資証券	アライアンス・バーンスタ イン SICAV-コンセントレ イテッドUSエクイティ・ポ ートフォリオ	米ドル 建て	4,144,988.85	53.4800 51.2100	221,674,003.43 212,264,878.75	33,576,058,521	9.15
6	日本	投資信託 受益証券	スパークス・長期厳選・ 日本株ファンド (適格機関投資家限定)	円建て	1,825,956,220.00	9.1941 9.2821	16,788,024,083.00 16,948,708,229.00	16,948,708,229	4.62
7	日本	投資信託 受益証券	コムジエスト日本株式 ファンド (適格機関投資家限定)	円建て	6,563,322,074.00	2.2165 2.2205	14,547,366,447.00 14,573,856,665.00	14,573,856,665	3.97
8	日本	投資信託 受益証券	スパークス・集中投資・日 本株ファンドS (適格機関投資家限定)	円建て	1,704,576,445.00	8.0057 8.0052	13,646,278,921.00 13,645,475,357.00	13,645,475,357	3.72
9	ルクセン ブルク	投資証券	フロントベル・ファンド -mtxサステナブル・エマー ジング・マーケット・リー ダーズ	米ドル 建て	845,902.70	99.0100 97.8600	83,752,826.53 82,780,038.41	13,094,146,476	3.57
10	日本	投資信託 受益証券	コムジエスト・ エマージングマーケット・ ファンド90 (適格機関投資家限定)	円建て	10,326,182,711.00	1.2149 1.2598	12,545,279,376.00 13,008,924,979.00	13,008,924,979	3.54
11	アイル ランド	投資証券	スチュワート・インベスタ ーズ・グローバル・エマー ジング・マーケット・オー ルキャップ・ファンド	米ドル 建て	5,812,013.40	10.2260 9.8964	59,434,515.94 57,518,009.40	9,098,198,727	2.48
12	ルクセン ブルク	投資証券	フロントベル・ファンドー USエクイティークオリテ ィ・グロース	米ドル 建て	183,260.97	306.1720 297.0400	56,109,488.19 54,435,837.93	8,610,660,844	2.35

※ 単価に関しては、小数点以下第4位未満を四捨五入しています。

※ 邦貨換算評価金額に関しては、円未満を四捨五入しています。よって、合計金額が上記「(1) 投資状況」と一致しない場合もあります。

種類別投資比率

種類	評価金額 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	143,258,147,126	39.02
投資証券	217,228,002,231	59.17

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2024年12月末日現在および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産総額の推移、および1口当たりの純資産額の推移は次の通りです。

	純資産総額 (円)		1口当たりの純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期計算期間末				
2015年12月10日	29,930,561,158	(同左)	1.6995	(同左)
第10期計算期間末				
2016年12月12日	37,496,565,829	(同左)	1.6637	(同左)
第11期計算期間末				
2017年12月11日	53,824,111,195	(同左)	2.0804	(同左)
第12期計算期間末				
2018年12月10日	65,718,463,080	(同左)	2.0019	(同左)
第13期計算期間末				
2019年12月10日	87,718,164,844	(同左)	2.2649	(同左)
第14期計算期間末				
2020年12月10日	123,813,952,026	(同左)	2.6279	(同左)
第15期計算期間末				
2021年12月10日	185,489,943,977	(同左)	3.2402	(同左)
第16期計算期間末				
2022年12月12日	215,903,073,650	(同左)	3.1475	(同左)
第17期計算期間末				
2023年12月11日	280,280,111,890	(同左)	3.6838	(同左)
第18期計算期間末				
2024年12月10日	362,037,398,081		4.4473	
2023年12月末日	290,065,519,057	-	3.8117	-
2024年1月末日	300,461,297,391		3.9466	
2月末日	320,801,251,378	-	4.2006	-
3月末日	329,475,079,811	-	4.2978	-
4月末日	329,232,217,556	-	4.2604	-
5月末日	340,055,566,878	-	4.3647	-
6月末日	358,017,420,455	-	4.5600	-
7月末日	341,259,499,934	-	4.3025	-
8月末日	336,686,173,814	-	4.2049	-
9月末日	348,653,000,500	-	4.3200	-
10月末日	360,789,085,856	-	4.4490	-
11月末日	355,255,601,519	-	4.3592	-
12月末日	367,140,643,294	-	4.5109	-

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第9期	2014年12月11日～2015年12月10日	—
第10期	2015年12月11日～2016年12月12日	—
第11期	2016年12月13日～2017年12月11日	—
第12期	2017年12月12日～2018年12月10日	—
第13期	2018年12月11日～2019年12月10日	—
第14期	2019年12月11日～2020年12月10日	—
第15期	2020年12月11日～2021年12月10日	—
第16期	2021年12月11日～2022年12月12日	—
第17期	2022年12月13日～2023年12月11日	—
第18期	2023年12月12日～2024年12月10日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第9期	2014年12月11日～2015年12月10日	6.48
第10期	2015年12月11日～2016年12月12日	△2.11
第11期	2016年12月13日～2017年12月11日	25.05
第12期	2017年12月12日～2018年12月10日	△3.77
第13期	2018年12月11日～2019年12月10日	13.14
第14期	2019年12月11日～2020年12月10日	16.03
第15期	2020年12月11日～2021年12月10日	23.30
第16期	2021年12月11日～2022年12月12日	△2.86
第17期	2022年12月13日～2023年12月11日	17.04
第18期	2023年12月12日～2024年12月10日	20.73

※収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第9期計算期間 (2014年12月11日～2015年12月10日)	7,562,730,952	2,136,735,705
第10期計算期間 (2015年12月11日～2016年12月12日)	7,240,165,493	2,313,562,705
第11期計算期間 (2016年12月13日～2017年12月11日)	7,521,869,263	4,188,648,776
第12期計算期間 (2017年12月12日～2018年12月10日)	9,888,715,461	2,932,830,730
第13期計算期間 (2018年12月11日～2019年12月10日)	10,320,257,286	4,418,699,074
第14期計算期間 (2019年12月11日～2020年12月10日)	15,342,658,766	6,955,521,909
第15期計算期間 (2020年12月11日～2021年12月10日)	15,684,395,638	5,553,323,204
第16期計算期間 (2021年12月11日～2022年12月12日)	16,513,435,059	5,164,979,600
第17期計算期間 (2022年12月13日～2023年12月11日)	15,485,313,317	7,996,357,807
第18期計算期間 (2023年12月12日～2024年12月10日)	15,287,784,036	9,966,107,094

基準価額・純資産総額の推移

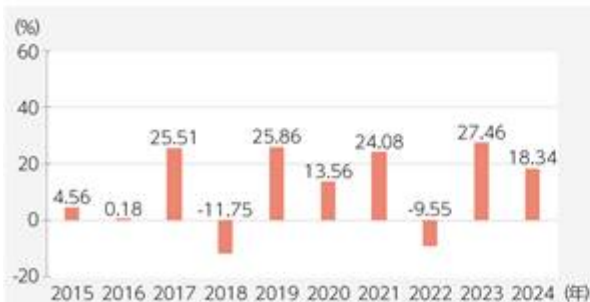


主要な資産の状況

順位	国	種類	投資信託証券	通貨	投資比率
1	日本	投資信託受益証券	コムジスト・ヨーロッパ・ファンド80 (適格機関投資家限定)	円建て	23.2%
2	アイルランド	投資証券	バンガード 米国オポチュニティファンド	米ドル建て	21.6%
3	アイルランド	投資証券	FSSAアジア・パシフィック株式ファンド	米ドル建て	10.9%
4	ルクセンブルク	投資証券	BBH・ルクセンブルグ・ファンズ-BBH・コア・セレクト	米ドル建て	9.2%
5	ルクセンブルク	投資証券	アライアンス・バーンスタイン SICAV-コンセントレイテッドUSエクイティ・ポートフォリオ	米ドル建て	9.1%
6	日本	投資信託受益証券	スパークス・長期厳選・日本株ファンド<適格機関投資家限定>	円建て	4.6%
7	日本	投資信託受益証券	コムジスト日本株式ファンド (適格機関投資家限定)	円建て	4.0%
8	日本	投資信託受益証券	スパークス・集中投資・日本株ファンドS<適格機関投資家限定>	円建て	3.7%
9	ルクセンブルク	投資証券	フォントベル・ファンド-mtxサステナブル・エマージング・マーケット・リーダーズ	米ドル建て	3.6%
10	日本	投資信託受益証券	コムジスト・エマージングマーケット・ファンド90 (適格機関投資家限定)	円建て	3.5%
11	アイルランド	投資証券	スチュワート・インベスターズ・グローバル・エマージング・マーケット・オールキャップ・ファンド	米ドル建て	2.5%
12	ルクセンブルク	投資証券	フォントベル・ファンド-USエクイティ・クオリティ・グロース	米ドル建て	2.3%

・投資比率は、純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。(小数点以下第1位未満を四捨五入しています。)

年間収益率の推移



・当ファンドにはベンチマークはありません。
・小数点以下第2位未満を四捨五入しています。

・当ファンドは、設定来分配金の支払い実績はございません。
・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・最新の運用実績は、表紙に記載するセゾン投信のホームページでご確認いただけます。

分配の推移(税引前)

決算期	1万円当たりの分配金
2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
2024年12月10日	0円
設定来累計	0円

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、毎営業日に申込みを受付けます。 ただし、次の日のいずれかに該当する日には申込みの受付を行いません。 ニューヨーク証券取引所休業日 ニューヨークの銀行休業日 アイルランドの銀行休業日
申込単位	販売会社が定める単位とします。
申込価額	申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 ※収益分配金の再投資は、計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行います。
申込手数料	ありません。
申込価額の算出頻度	原則として、毎営業日計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、取得申込者は販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。以下同じ。）を締結するものとします。 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。 なお、販売会社は当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。 委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。 定期積立プランをご利用される方は申込者と販売会社の間で別に定める「定期積立契約」（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結し、当契約に従って申込みを行うものとします。 振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
申込受付時間（継続募集期間）	原則として、午後3時30分までに、受付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの。）を当日の申込みとします。 販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

解約請求の受付	原則として、毎営業日に解約の請求を受付けます。 ただし、次の日のいずれかに該当する日には解約の請求の受付を行いません。 ニューヨーク証券取引所休業日 ニューヨークの銀行休業日 アイルランドの銀行休業日
解約単位	1口単位 ※販売会社により1円単位での申込みとなる場合があります。 詳細は販売会社までお問い合わせください。
解約価額	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じた額とします。
解約価額の算出頻度	原則として、毎営業日計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）
支払開始日	原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則として、午後3時30分までに、受付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの。）を当日の申込みとします。 販売会社によっては上記と異なる場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合があります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことができません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた解約請求を取り消すことができます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注) 「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) 投資信託証券：原則として、計算日の前営業日における基準価額（外国投資証券については、原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額）で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く） ホームページアドレス https://www.saison-am.co.jp/

(2) 【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3) 【信託期間】

信託期間	2007年3月15日から無期限。 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	--

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年12月11日から翌年12月10日まで。 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2007年3月15日から2007年12月10日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	--

(5) 【その他】

運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、受益者に交付します。なお、信託約款の内容に、委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。
ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ 信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則としてファンドを償還させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとします。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの償還または信託約款の変更のうち、重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1年間とし、期間満了前までに委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約しファンドを償還させます。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に「自動けいぞく投資契約」に基づいて再投資されます。詳しくは販売会社にご確認ください。 (注) 販売会社は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日以降に受益者に支払います。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 (注) 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 (「第2 [管理及び運営] 2 [換金（解約）手続等]」をご参照ください。)
帳簿閲覧（謄写）請求権	受益者は、委託会社に対し、その業務中に当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間（2023年12月12日から2024年12月10日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

セゾン投信株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石倉 毅典 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセゾン資産形成の達人ファンドの2023年12月12日から2024年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン資産形成の達人ファンドの2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、セゾン投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

セゾン投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【セゾン資産形成の達人ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 (2023年12月11日現在)	第18期 (2024年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,142,407,399	7,593,083,339
投資信託受益証券	115,916,932,104	142,202,688,874
投資証券	159,357,925,948	213,552,313,742
流動資産合計	281,417,265,451	363,348,085,955
資産合計	281,417,265,451	363,348,085,955
負債の部		
流動負債		
未払解約金	360,026,615	321,285,499
未払受託者報酬	49,184,066	61,418,894
未払委託者報酬	727,282,812	927,325,209
その他未払費用	660,068	658,272
流動負債合計	1,137,153,561	1,310,687,874
負債合計	1,137,153,561	1,310,687,874
純資産の部		
元本等		
元本	76,084,472,454	81,406,149,396
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	204,195,639,436	280,631,248,685
(分配準備積立金)	82,829,896,669	127,069,415,532
元本等合計	280,280,111,890	362,037,398,081
純資産合計	280,280,111,890	362,037,398,081
負債純資産合計	281,417,265,451	363,348,085,955

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期 (自 2022年12月13日 至 2023年12月11日)	第18期 (自 2023年12月12日 至 2024年12月10日)
営業収益		
受取利息	—	6,716,066
有価証券売買等損益	32,030,839,275	53,835,459,392
為替差損益	8,603,709,833	6,638,840,553
その他収益	37,432,881	48,755,530
営業収益合計	40,671,981,989	60,529,771,541
営業費用		
支払利息	3,285,733	99,516
受託者報酬	91,287,083	117,882,156
委託者報酬	1,338,908,574	1,773,291,596
その他費用	1,445,107	1,344,422
営業費用合計	1,434,926,497	1,892,617,690
営業利益又は営業損失(△)	39,237,055,492	58,637,153,851
経常利益又は経常損失(△)	39,237,055,492	58,637,153,851
当期純利益又は当期純損失(△)	39,237,055,492	58,637,153,851
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	2,548,227,552	4,458,916,277
期首剰余金又は期首欠損金(△)	147,307,556,706	204,195,639,436
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,489,231,142	49,339,995,925
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	37,489,231,142	49,339,995,925
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,289,976,352	27,082,624,250
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,289,976,352	27,082,624,250
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	204,195,639,436	280,631,248,685

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価の評価に当たっては、投資信託受益証券の直近の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価に当たっては、当該有価証券発行元の提供する直近の日の1単位当たり純資産額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として、計算期間末日の我が国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	第17期 2023年12月11日現在	第18期 2024年12月10日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	76,084,472,454口	81,406,149,396口
2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額	3.6838円	4.4473円
(1万口当たり純資産額)	(36,838円)	(44,473円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第17期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第18期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
分配金の計算過程		
A 計算期間末における費用控除後の配当等収益	31,440,551円	51,723,028円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	33,351,261,546円	54,126,514,546円
C 信託約款に定める収益調整金	122,749,085,265円	153,561,833,153円
D 信託約款に定める分配準備積立金	49,447,194,572円	72,891,177,958円
E 分配対象収益額 (A+B+C+D)	205,578,981,934円	280,631,248,685円
F 分配対象収益額 (1万口当たり)	27,019円	34,472円
	基準価額の水準等を考慮して 当期の分配は見送りました。	基準価額の水準等を考慮して 当期の分配は見送りました。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第18期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、為替変動リスク、信用リスク、及びカントリーリスクにさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門・コンプライアンス部門が随時信託財産のリスクのモニタリング、投資制限のチェックを行っております。また定期的に運用評価会議を開催し、運用プロセスやファンド組入状況のチェックを行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 2023年12月11日現在	第18期 2024年12月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は、原則としてすべて時価で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券及び投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 投資信託受益証券及び投資証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 2023年12月11日現在	第18期 2024年12月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	17,576,764,625円	18,354,269,045円
投資証券	14,337,508,972円	34,293,916,207円
合計	31,914,273,597円	52,648,185,252円

(関連当事者との取引に関する注記)

第17期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第18期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

	第17期 2023年12月11日現在	第18期 2024年12月10日現在
期首元本額	68,595,516,944円	76,084,472,454円
期中追加設定元本額	15,485,313,317円	15,287,784,036円
期中一部解約元本額	7,996,357,807円	9,966,107,094円

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額 (口)	評価金額	備考
投資信託受益証券	日本・円	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド80 (適格機関投資家限定)	36,091,407,040	84,334,790,830	
		コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド90 (適格機関投資家限定)	10,346,110,969	12,569,490,216	
		スパークス・集中投資・日本株ファンドS<適格機関投資家限定>	1,692,450,127	13,551,278,921	
		スパークス・長期厳選・日本株ファンド<適格機関投資家限定>	1,871,826,765	17,209,762,460	
		コムジェスト日本株式ファンド (適格機関投資家限定)	6,558,703,563	14,537,366,447	
	日本・円 小計			142,202,688,874	
	投資信託受益証券合計			142,202,688,874	
投資証券	アメリカ・ドル	バンガード米国オポチュニティファンド	310,967.320	509,934,753.12	
		アライアンス・パーンスタイン SICAV- コンセントレイテッドUSエクイティ・ポートフォリオ	4,162,701.894	222,621,297.29	
		BBH・ルクセンブルグ・ファン ズ・ - BBH・コア・セレクト	3,716,873.309	220,540,677.78	
		FSSAアジア・パシフィック株式ファンド	9,231,680.781	260,766,363.85	
		フォントベル・ファンド -mtxサステナブル・エマージング・マ ーケット・リーダーズ	848,470.492	84,007,063.41	
		スチュワート・インベスターズ・グロー バル・エマージング・マーケット・オー ルキャップ・ファンド	5,512,405.429	56,484,515.94	
		フォントベル・ファンド-USエクイティ ークオリティ・グロース	179,021.956	54,859,488.19	
	アメリカ・ドル 小計			1,409,214,159.58 (213,552,313,742)	
	投資証券合計			1,409,214,159.58 (213,552,313,742)	
	合計			355,755,002,616 (213,552,313,742)	

(注) 1. 通貨毎の小計欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示してあります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 7銘柄	100.0%	100.0%

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2024年12月末日現在)

I 資産総額	367,463,629,026円
II 負債総額	322,985,732円
III 純資産総額 (I - II)	367,140,643,294円
IV 発行済数量	81,388,910,970口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	4.5109円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき、またはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、振替法の定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

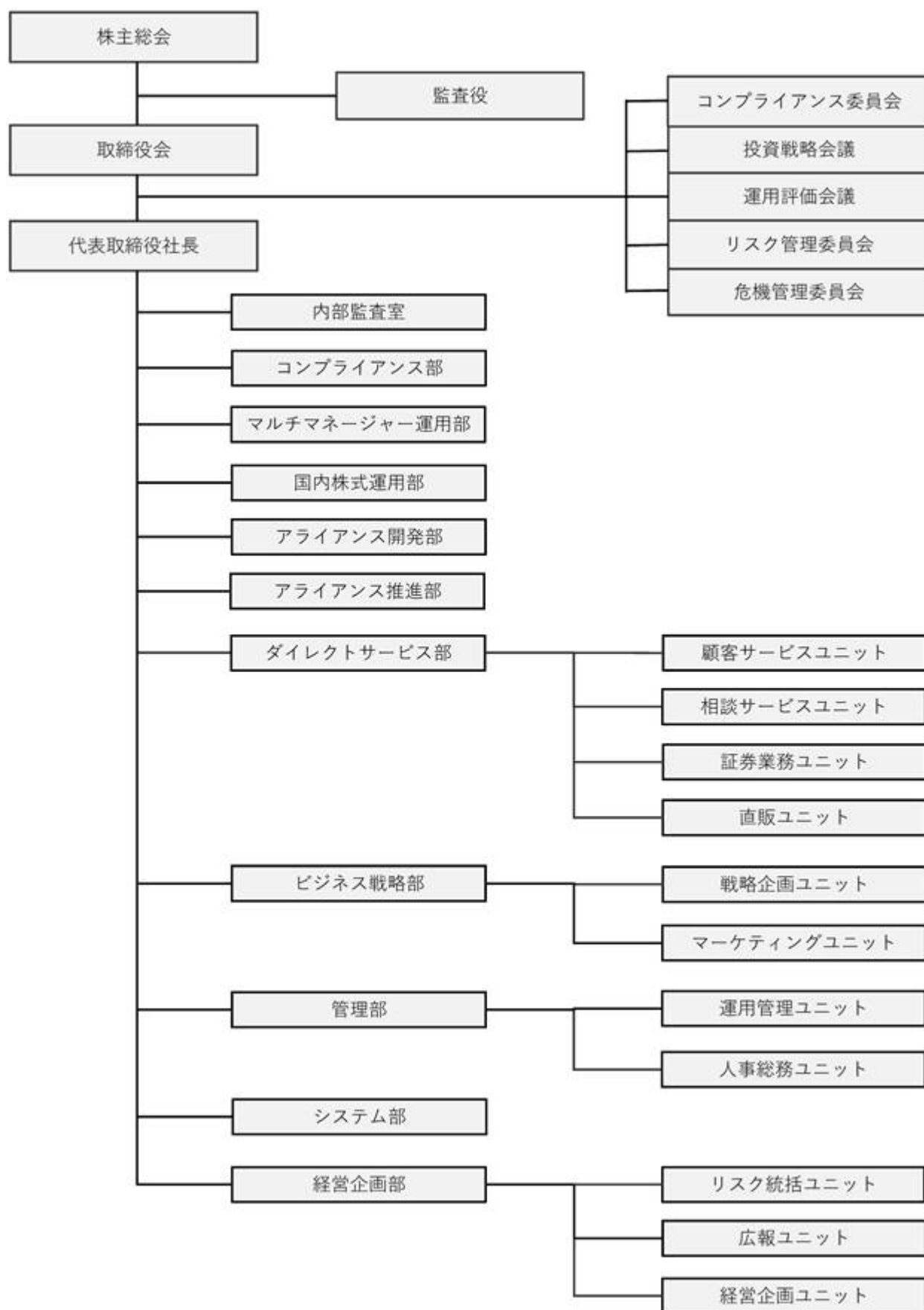
(1) 資本金の額

2024年12月末日現在の資本金の額	1,000百万円
発行可能株式総数	100,000株
発行済株式総数	56,667株

直近5カ年の資本金の額の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

①会社の組織図

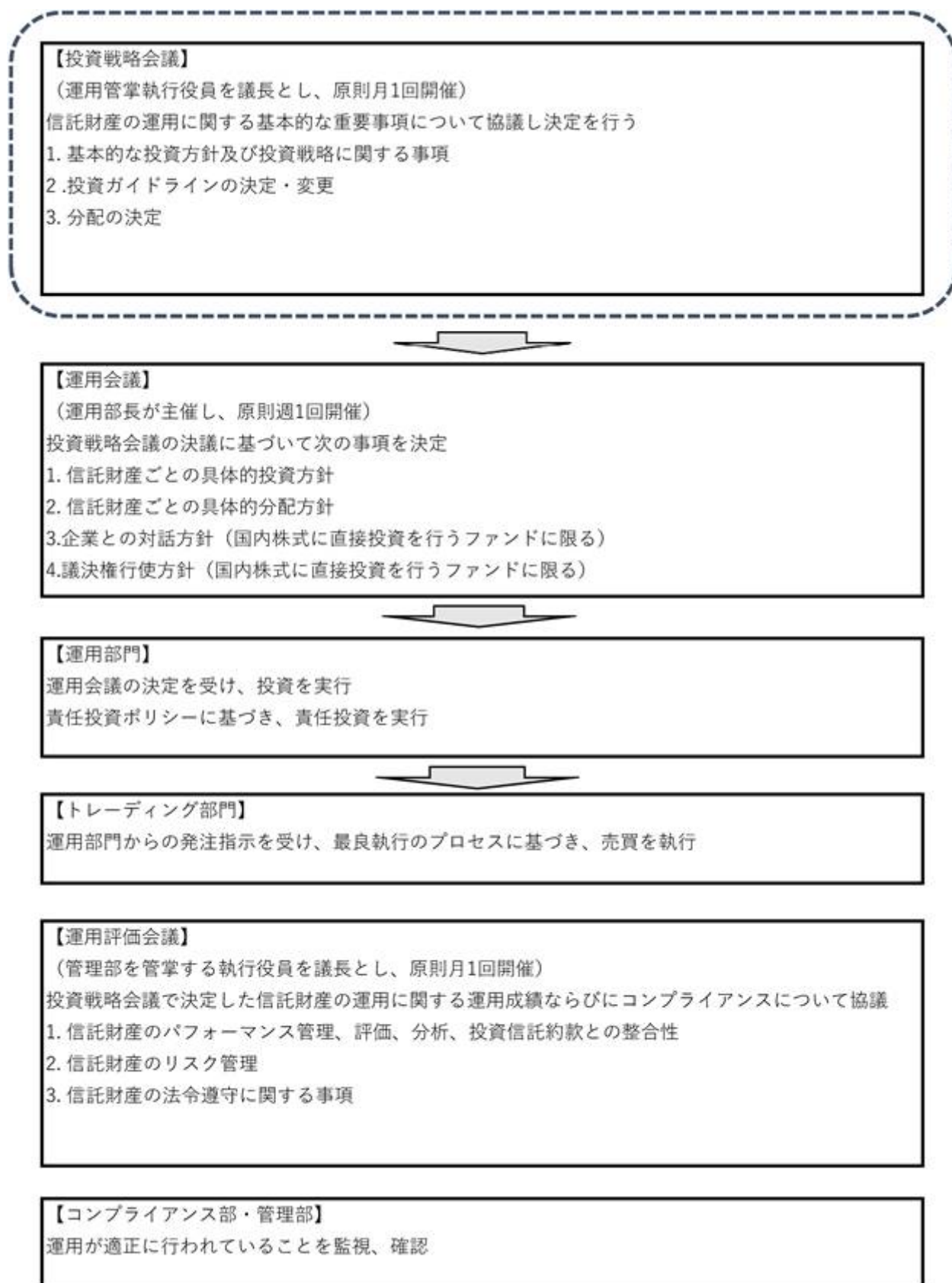


※上記組織図は、2024年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

②会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

③投資運用の意思決定機構



※上記運用体制は、2024年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うと

ともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。

2024年12月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	3本	902,053百万円
合計	3本	902,053百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるセゾン投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表及び当事業年度に係る中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月19日

セゾン投信株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 八代 輝雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石倉 毅典 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン投信株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月6日

セゾン投信株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 八代 輝雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石倉 毅典 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セゾン投信株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		3,221,169		4,076,032
直販顧客分別金信託		791,606		1,182,105
貯蔵品		7,082		3,741
前払費用		15,323		25,605
未収委託者報酬		821,407		1,112,424
その他		2,455		233
流動資産合計		4,859,045		6,400,142
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	17,457	※1	24,417
工具、器具及び備品	※1	4,780	※1	7,018
その他	※1	8,603	※1	6,170
有形固定資産合計		30,842		37,605
無形固定資産				
ソフトウェア		38,295		419,182
ソフトウェア仮勘定		46,400		-
無形固定資産合計		84,695		419,182
投資その他の資産				
差入保証金		36,102		48,420
繰延税金資産	※2	33,517	※2	43,845
投資その他の資産合計		69,619		92,266
固定資産合計		185,157		549,054
資産合計		5,044,202		6,949,196
負債の部				
流動負債				
預り金		170,175		1,088,425
顧客からの預り金		789,568		1,125,610
未払金		170,297		232,335
未払費用		27,621		33,082
未払法人税等		139,617		224,428
未払消費税等		40,136		15,385
賞与引当金		55,940		68,452
流動負債合計		1,393,357		2,787,719
負債合計		1,393,357		2,787,719
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金				
資本準備金		77,156		77,156
資本剰余金合計		77,156		77,156
利益剰余金				
利益準備金		-		22,213
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		2,573,689		3,062,107
利益剰余金合計		2,573,689		3,084,320
純資産合計		3,650,845		4,161,477
負債・純資産合計		5,044,202		6,949,196

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	※3	2,390,388	※3	3,061,092
その他営業収益	※3	218	※3	72
営業収益計		2,390,606		3,061,165
営業費用				
支払手数料		218,001		347,922
広告宣伝費		65,486		143,351
調査費		13,214		18,156
委託計算費		153,312		167,175
営業雑経費		238,470		352,939
通信費		47,540		56,379
印刷費		41,410		52,926
協会費		2,876		3,252
業務外注費		81,299		132,280
その他営業雑経費		65,344		108,099
営業費用計		688,484		1,029,545
一般管理費				
給料		435,716		526,210
役員報酬		47,562		40,497
給料・手当		303,314		368,028
賞与		19,401		30,634
賞与引当金繰入額		47,508		68,445
退職給付費用		17,930		18,605
交際費		3,526		2,158
旅費交通費		12,619		12,335
租税公課		23,267		27,437
不動産賃借料		53,928		71,667
固定資産減価償却費		34,106		63,049
諸経費		212,072		252,688
一般管理費計		775,237		955,548
営業利益		926,883		1,076,071
営業外収益				
受取利息		71		78
講師料等収入		1,746		282
その他		781		765
営業外収益計		2,599		1,126
営業外費用				
固定資産除却損		-		16,016
和解金		2,327		-
その他		1,148		1,390
営業外費用計		3,475		17,406
経常利益		926,007		1,059,791
税引前当期純利益		926,007		1,059,791
法人税、住民税及び事業税		255,018		337,353
法人税等調整額		2,982		△ 10,328
法人税等合計		258,001		327,025
当期純利益		668,006		732,766

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	77,156	-	77,156	-	1,905,683	1,905,683	2,982,839	2,982,839
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	668,006	668,006	668,006	668,006
当期変動額合計	-	-	-	-	-	668,006	668,006	668,006	668,006
当期末残高	1,000,000	77,156	-	77,156	-	2,573,689	2,573,689	3,650,845	3,650,845

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	77,156	-	77,156	-	2,573,689	2,573,689	3,650,845	3,650,845
当期変動額									
剰余金の配当 ※4	-	-	-	-	22,213	△ 244,348	△ 222,134	△ 222,134	△ 222,134
当期純利益	-	-	-	-	-	732,766	732,766	732,766	732,766
当期変動額合計	-	-	-	-	22,213	488,417	510,631	510,631	510,631
当期末残高	1,000,000	77,156	-	77,156	22,213	3,062,107	3,084,320	4,161,477	4,161,477

注記事項

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～8年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

当社は、投資信託の設定・運用・販売にかかる業務を投資信託事業として営んでいます。このような業務については、日常的又は反復的にサービスを提供していることから、投資信託の計算期間にわたり履行義務が充足されるため、日々の投資信託における純資産に対する一定割合を収益として認識しています。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額 ※1

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	14,460千円	23,759千円
工具、器具及び備品	20,633千円	19,302千円
その他	10,574千円	11,510千円
有形固定資産合計	45,668千円	54,572千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	—	—	56,667株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額 222,134千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 3,920円

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年6月29日

当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	—	—	56,667株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額 ※4

2023年6月28日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額 222,134千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 3,920円

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

配当金の総額 244,234千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 4,310円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月29日

(リース取引関係)

前事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行が分別管理しております。

顧客からの預り金は、受託銀行が分別管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である未収委託者報酬は、当社に入金されるまでの期間は受託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投機的な取引及び投資は行わない方針のため、市場リスクは僅少であります。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

資金管理担当部署が適時に資金繰り計画を確認するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。

また、金融商品の時価は、時価の算定に係るインプットの観察及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

前事業年度（2023年3月31日）

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払金、未払消費税等、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払金、未払消費税等、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（有価証券関係）

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2023年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （自2022年4月1日 至2023年3月31日）	当事業年度 （自2023年4月1日 至2024年3月31日）
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。また、親会社等からの出向者には、出向元の退職給付制度が採用されております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 確定拠出制度 確定拠出制度への要拠出額は17,930千円であります。	2. 確定拠出制度 確定拠出制度への要拠出額は18,605千円であります。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳 ※2

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	19,637千円	24,147千円
未払事業税	8,927千円	11,574千円
その他	4,952千円	8,123千円
繰延税金資産小計	33,517千円	43,845千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-千円	-千円
評価性引当額小計	-千円	-千円
繰延税金資産合計	33,517千円	43,845千円

(注) 賞与引当金の一部を貸借対照表では未払費用に含めて表示しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.62%	-
(調整)		
評価性引当額の増減額	△0.11%	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03%	-
住民税均等割等	0.25%	-
租税特別措置法上の税額控除	△2.65%	-
その他	△0.27%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.86%	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。	同左

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 ※3

当社は、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、ファンドごとに記載しております。

	前事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
セゾン・グローバルバランスファンド	1,366,997千円	1,682,980千円
セゾン資産形成の達人ファンド	1,002,039千円	1,346,195千円
セゾン共創日本ファンド	21,351千円	31,916千円
その他	218千円	72千円
顧客との契約から生じる収益	2,390,606千円	3,061,165千円
外部顧客への売上高	2,390,606千円	3,061,165千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末にお

いて存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
<p>1. セグメント情報 当社の事業セグメントは、投資信託事業の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 ①売上高 本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。 ②有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。 (3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。</p> <p>3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。</p>	<p>1. セグメント情報 同左</p> <p>2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 同左 (2) 地域ごとの情報 ①売上高 同左 ②有形固定資産 同左 (3) 主要な顧客ごとの情報 同左</p> <p>3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 同左</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左</p>

(関連当事者情報)

前事業年度 (2022年4月1日 至2023年3月31日)

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

㈱クレディセゾン (東京証券取引所に上場)

当事業年度 (2023年4月1日 至2024年3月31日)

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

㈱クレディセゾン (東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
1株当たり純資産額 64,426円31銭 1株当たり当期純利益金額 11,788円28銭	1株当たり純資産額 73,437円40銭 1株当たり当期純利益金額 12,931円09銭
(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益 668,006千円 普通株主に帰属しない金額 - 普通株主に係る当期純利益 668,006千円 普通株式の期中平均株式数 56,667株	(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益 732,766千円 普通株主に帰属しない金額 - 普通株主に係る当期純利益 732,766千円 普通株式の期中平均株式数 56,667株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表

(中間貸借対照表)

		第19期中間会計期間 (2024年9月30日)		
区分	注記番号	金額(千円)		構成比 (%)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金			5,249,955	
直販顧客分別金信託			768,336	
未収委託者報酬			1,253,215	
棚卸資産			2,571	
その他			28,036	
流動資産合計			7,302,115	93.3
固定資産				
有形固定資産	※1		29,881	
無形固定資産				
ソフトウェア			411,362	
投資その他の資産			80,903	
固定資産合計			522,147	6.7
資産合計			7,824,262	100.0
負債の部				
流動負債				
預り金			2,109,752	
顧客からの預り金			665,363	
未払法人税等			211,722	
賞与引当金			35,405	
その他	※2		345,323	
流動負債合計			3,367,566	43.0
負債合計			3,367,566	43.0
純資産の部				
株主資本				
資本金			1,000,000	12.8
資本剰余金				
資本準備金		77,156		
資本剰余金合計			77,156	1.0
利益剰余金				
利益準備金		46,636		
その他利益剰余金		3,332,903		
繰越利益剰余金		3,332,903		
利益剰余金合計			3,379,540	43.2
株主資本合計			4,456,696	57.0
純資産合計			4,456,696	57.0
負債・純資産合計			7,824,262	100.0

(中間損益計算書)

		第19期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
営業収益		1,854,610	100.0
営業費用		555,175	30.0
一般管理費	※1	553,177	29.8
営業利益		746,257	40.2
営業外収益		2,029	0.1
営業外費用		772	0.0
経常利益		747,515	40.3
税引前中間純利益		747,515	40.3
法人税、住民税及び事業税		198,267	10.7
法人税等調整額		9,793	0.5
法人税等合計		208,061	11.2
中間純利益		539,453	29.1

注記事項

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～8年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

当社は、投資信託の設定・運用・販売にかかる業務を投資信託事業として営んでいます。このような業務については、日常的又は反復的にサービスを提供していることから、投資信託の計算期間にわたり履行義務が充足されるため、日々の投資信託における純資産に対する一定割合を収益として認識しています。

5. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額

	第19期中間会計期間 (2024年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	73,097千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	第19期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
有形固定資産	9,675千円
無形固定資産	48,235千円

(リース取引関係)

第19期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。

また、金融商品の時価は、時価の算定に係るインプットの観察及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払法人税等

これらはすべて短期間(1年以内)で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(有価証券関係)

第19期中間会計期間 (2024年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第19期中間会計期間 (2024年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第19期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)

当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

第19期中間会計期間
(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

1. セグメント情報
当社の事業セグメントは、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。
2. 関連情報
(1) 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
(2) 地域ごとの情報
①売上高
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
②有形固定資産
本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。
(3) 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、ファンドごとに記載しております。

	第19期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
セゾン・グローバルバランスファンド	1,009,721千円
セゾン資産形成の達人ファンド	825,454千円
セゾン共創日本ファンド	19,435千円
顧客との契約から生じる収益	1,854,610千円
外部顧客への売上高	1,854,610千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第19期中間会計期間
(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

1株当たり純資産額	78,647円12銭
1株当たり中間純利益金額	9,519円72銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	539,453千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	539,453千円
普通株式の期中平均株式数	56,667株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

セゾン資産形成の達人ファンド

約款

セゾン投信株式会社

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

有価証券に投資する国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。なお、内外の短期金融商品に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 一貫した「長期投資」という投資哲学に基づいて運用されているファンドへの投資を通じて、長期的な資産の成長を図ります。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、国内外の投資信託証券の中から、資産規模、運用実績、コストなどの面ならびにファンドの運用方針、投資態度をリサーチ実施の上、投資を行います。
- ③ 投資対象の候補とする投資信託証券は次のファンドとします。

- ・バンガード 米国オポチュニティファンド
(運用会社：バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー、運用再委託先：プライムキャップ・マネジメントカンパニー)
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド80 (適格機関投資家限定)
(委託会社：コムジェスト・アセットマネジメント株式会社、マザーファンド受益証券の運用再委託先：コムジェスト・エス・エー社)
- ・コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド90 (適格機関投資家限定)
(委託会社：コムジェスト・アセットマネジメント株式会社、マザーファンド受益証券の運用再委託先：コムジェスト・エス・エー社)
- ・コムジェスト日本株式ファンド (適格機関投資家限定)
(委託会社：コムジェスト・アセットマネジメント株式会社、マザーファンド受益証券の運用再委託先：コムジェスト・エス・エー社)
- ・スパークス・集中投資・日本株ファンドS<適格機関投資家限定>
(委託会社：スパークス・アセット・マネジメント株式会社)
- ・スパークス・長期厳選・日本株ファンド<適格機関投資家限定>
(委託会社：スパークス・アセット・マネジメント株式会社)
- ・アライアンス・バーンスタイン SICAV-コンセンストレイテッド US エクイティ・ポートフォリオ
(運用会社：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー)
- ・BBH・ルクセンブルグ・ファンズ-BBH・コア・セレクト
(運用会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー)
- ・PSSA アジア・パシフィック株式ファンド
(運用会社：F S S A インベストメント・マネージャーズ)
- ・フロントベル・ファンド-mtx サステナブル・エマージング・マーケット・リーダーズ
(運用会社：フロントベル・アセット・マネジメント・アー・ゲー)
- ・スチュワート・インベスターズ・グローバル・エマージング・マーケット・オールキャップ・ファンド
(運用会社：スチュワート・インベスターズ)
- ・フロントベル・ファンド-US エクイティ・クオリティ・グロース
(運用会社：フロントベル・アセット・マネジメント・インク)

なお、これらの投資信託証券や外国投資証券については、運用実績等を総合的に勘案して、投資の対象から入れ替えや除外を行なうことがあります。また、投資基準に基づいて投資対象の候補とするファンドは、随時選択を行ない、追加します。

- ④ また、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。
- ⑤ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ⑥ ただし、資金動向、市場動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ① 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券ならびに短期金融資産以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

- (1) 毎年決算時(12月10日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。
- ① 分配対象額の範囲
経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ② 分配対象額についての分配方針
分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
 - ③ 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
- (2) 当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税及び住民税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者(委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関を含みます。)毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

追加型証券投資信託 セゾン資産形成の達人ファンド 約款

【信託の種類、委託者及び受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、セゾン投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

【信託の目的、金額及び追加信託の限度額】

- 第2条 委託者は金1000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者との合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項及び第46条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

- 第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

- 第5条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割及び再分割】

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については1000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法】

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 信託財産のうち、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。
- ④ 第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとします。

【信託日時異なる受益権の内容】

- 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第9条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「振替法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(振替法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」

といひます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といひます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、振替法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位及び価額】

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第35条第2項及び第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいひます。以下同じ。)及び登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいひます。以下同じ)(以下証券会社等といひます。)は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て各証券会社等が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社等と別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といひます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 第1項及び第2項の取得申込者は委託者または委託者の指定する証券会社等に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第36条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または委託者の指定する証券会社等は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいひます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④ 前項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨークの証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といひ、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といひます。以下同じ。)休業日、ニューヨーク、アイルランドの銀行休業日にあたる場合は、追加信託の申込みに応じないものとします。ただし、第35条第2項及び第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

- ⑤ 第1項及び第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

- ⑥ 前項の規定にかかわらず、第35条の規定に基づいて、収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受け付けを中止すること及びすでに受けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に振替法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第15条 委託者は、信託金を、主として投資信託証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引など短期資金運用に類する取引の指図に限り行うことができるものとします。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要を認めるときは、委託者は、信託金を、前項の第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者及び受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条及び第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条及び第15条第1項ならびに第2項に定める資産への投資を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

- ② 前項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。
1. 取引所価格（気配値等を含みます。）等の適正な価格による取引であること。
 2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
 3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。
- ③ 前2項の取扱いは、第21条、第25条、第26条、第27条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

【同一銘柄の投資信託証券への投資制限】

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、約款又は規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社又は販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、上記制限を設けません。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第18条の2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【公社債の借入れ】

- 第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

- 第 20 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

- 第 21 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信託業務の委託等】

- 第 22 条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り)を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

- 第 23 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等及び記載等の留保等】

- 第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

- 第 25 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

- 第 26 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の収入金を再投資することの指図が出来ます。

【資金の借入れ】

- 第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するために、一部解約に伴う支払い資金の手当て(一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかか

る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産から支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第30条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成19年3月15日から平成19年12月10日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（「以下諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② ただし、信託財産の財務諸表の監査に要する費用については、委託者は、信託財産の規模等を考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。

【信託報酬等の額】

第33条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子及びこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金の再投資等】

第35条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）を委託者の指定する証券会社等に交付します。

- ② 委託者の指定する証券会社等は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に

記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。
- ④ 第40条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配金のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関】

第36条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金、償還金及び一部解約金の受託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第37条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第2項に規定する支払開始日までに、その金額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金及び一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【償還金及び一部解約金の支払い】

第38条 償還金は信託終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日・解約に伴う外国投資信託証券の売却状況等によっては、上記の原則による支払開始日が遅延する場合があります。
- ③ 前2項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する証券会社等の営業所等において行うものとします。
- ④ 第35条第4項に規定する信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者、委託者の指定する証券会社等の営業所等において受益者に支払います。
- ⑤ 償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配金のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【償還金の時効】

第39条 受益者が信託終了による償還金について第38条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第40条 受益者は自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨークの証券取引所休業日、ニューヨーク、アイルランドの銀行休業日には、一部解約の請求を受け付けないものとします。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社等に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われず。
- ④ 前項の一部解約の価額は解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第42条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が、10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の告知及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消をうけたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い】

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継することがあります。

【受託者の辞任及び解任に伴う取扱い】

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要とみとめるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

⑤ 委託者は前項の規定により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年3月15日 (信託契約締結日)

委託者 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
セゾン投信株式会社

受託者 東京都品川区東品川二丁目3番14号
日興シティ信託銀行株式会社
(現 野村信託銀行株式会社)